

社会福祉法人恵優会
介護職員等処遇改善加算金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵優会（以下「法人」という。）賃金規定に規定する賃金とは別に、厚生労働省が令和6年度から創設した介護職員等処遇改善加算制度（以下「介護職員等処遇改善加算制度」という。）に基づき法人の介護職員等に対し支給する処遇改善加算金（以下「介護職員等処遇改善加算金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の正規職員・パートタイマー・嘱託職員を問わず、厚生労働省の定める介護職員等処遇改善加算制度の対象事業所に属する職員及び対象事業所を管理する法人本部職員等に介護職員等処遇改善加算金を法人一括による支給を行う。

(支給額)

第3条 介護職員等処遇改善加算金の支給額は、介護職員等処遇改善加算制度による加算見込額の範囲内において、正規職員・パートタイマー・嘱託職員に法人が定める額を支給する。引き続き介護職員への配分を基本とするが、介護福祉士保持者、勤続10年以上（通算含）、勤務形態、勤務日数等、施設運営に貢献度の高い職員を考慮し柔軟な配分を行うものとする。

(支給方法)

第4条 介護職員等処遇改善加算金は「手当」及び「賞与」として支給する。

2 ベースアップ手当

指定された加算額の1/2以上を加算見込額の範囲内において月額賃金改善のため「決まって毎月支払われる手当」として各職種に一律で配分を行う。

加算額の算定

総報酬（{基本報酬+加算減算} × 1単位の単価） × 交付率 = 加算額

- ※ 介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬で算定。
- ※ 加算IVの1/2以上を月額賃金「ベースアップ手当」として配分する。
- ※ 各職種とは介護職員と、その他の職員で分類する。

3 賞与

原則年3回（6月、12月、3月）に当年度分を、月額賃金改善とは別に介護職員等処遇改善交付金として支給する。

(支給日)

第5条 介護職員等処遇改善加算金の支給は、賃金規定同様とする。

(在籍の限定)

第6条 介護職員等処遇改善加算金は、支給日現在に在籍していない者については支給しない。

(キャリアパス)

第7条 職位、職責、及び職務内容に応じた任用要件、賃金体系については、別表のキャリアパスに定める。

(昇給)

第8条 昇給は別表の通り定める。

(その他)

第9条 この規程は、介護職員等処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

この規程は、令和6年6月1日から施行する